

頁	新（正）	旧（誤）										
72	3. 特定保税運送制度 — （5）承認の取り消し ① 特定保税運送者が次のいずれかに該当するとき。 イ 欠格事由該当等 特定保税運送者が…（中略）…対象とされている。 また、特定保税運送者が特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができなくなった場合、<u>特定保税運送者に対して税関長が下記ロの改善措置の求めを同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該特定保税運送者の改善が見込まれない場合</u>など適正な業務処理ができないことが明らかになったときも、承認の取り消しが行われることがある。	① 特定保税運送者が次のいずれかに該当するとき。 イ 欠格事由該当等 特定保税運送者が…（中略）…対象とされている。 また、特定保税運送者が特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができなくなった場合など適正な業務処理ができないことが明らかになったときも、承認の取り消しが行われることがある。										
125	<table><tr><th>特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》</th></tr><tr><td>① 特定輸出者が、…（省略）</td></tr><tr><td>② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき</td></tr><tr><td>イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）</td></tr><tr><td>ロ 税関長が行った…（省略）</td></tr></table> <u>なお、特定輸出者に対して税関長が改善措置の求めを同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該特定輸出者の改善が見込まれない場合は、前記 2.承認の要件に適合しないこととなったため特定輸出者の承認を取り消すことができる場合に該当する。</u>	特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》	① 特定輸出者が、…（省略）	② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき	イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）	ロ 税関長が行った…（省略）	<table><tr><th>特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》</th></tr><tr><td>① 特定輸出者が、…（省略）</td></tr><tr><td>② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき</td></tr><tr><td>イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）</td></tr><tr><td>ロ 税関長が行った…（省略）</td></tr></table> <u>（新設）</u>	特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》	① 特定輸出者が、…（省略）	② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき	イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）	ロ 税関長が行った…（省略）
特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》												
① 特定輸出者が、…（省略）												
② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき												
イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）												
ロ 税関長が行った…（省略）												
特定輸出者の承認を取り消す場合《関法第 67 条の 11》												
① 特定輸出者が、…（省略）												
② 特定輸出者が、下記のいずれかに該当したとき												
イ 前記「2. 承認の要件」の…（省略）												
ロ 税関長が行った…（省略）												

134	7. 認定の取消し <table><tr><th colspan="2">認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 1 項》</th></tr><tr><td>①</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>②</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>③</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>④</td><td>(省略)</td></tr></table> なお、認定製造者に対して税関長が改善措置の求めを同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該認定製造者の改善が見込まれない場合は、前記 2.認定製造者の認定の要件に適合しないこととなったため認定製造者の認定を取り消すことができる場合に該当する。 <table><tr><th colspan="2">認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 2 項》</th></tr><tr><td>①</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>②</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>③</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>④</td><td>(省略)</td></tr></table> (新設)	認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 1 項》		①	(省略)	②	(省略)	③	(省略)	④	(省略)	認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 2 項》		①	(省略)	②	(省略)	③	(省略)	④	(省略)	
認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 1 項》																						
①	(省略)																					
②	(省略)																					
③	(省略)																					
④	(省略)																					
認定製造者の認定を取り消す場合《関法第 67 条の 17 第 2 項》																						
①	(省略)																					
②	(省略)																					
③	(省略)																					
④	(省略)																					
149	[1] 輸入申告の開始 — 「輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告」表内 <table><tr><th>例外</th><th>輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th></tr><tr><td>本船扱い</td><td>輸入申告に係る貨物を… (省略)</td></tr><tr><td>ふ中扱い</td><td>輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-1》。</td></tr></table> <table><tr><th>例外</th><th>輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th></tr><tr><td>本船扱い</td><td>輸入申告に係る貨物を… (省略)</td></tr><tr><td>ふ中扱い</td><td>輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-2》。</td></tr></table>	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	本船扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略)	ふ中扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-1》。	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	本船扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略)	ふ中扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-2》。									
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告																					
本船扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略)																					
ふ中扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-1》。																					
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告																					
本船扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略)																					
ふ中扱い	輸入申告に係る貨物を… (省略) なお、当該貨物の性質、… (中略) …承認される。… (中略) …関法基本通達 67 の 2-3-2》。																					
211	6 特例輸入者の承認の取消し 「なお、税関長は・・・。」の次に追加 また、特例輸入者に対して税関長が改善措置の求めを同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該特例輸入者の改善が見込まれない場合は、次表中⑤イの特例輸入者の承認要件に適合しないこととなり、特例輸入者の承認を取り消すことができる場合に該当する。 (新設)																					
482	[10] 特定用途免税《定率法第 15 条》 2.免税の要件 (10) 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの (第 10 号) 政令で定められている貨物は、次の条約の規定に掲げられているものである (定率令第 25 条の 2) 2.免税の要件 (10) 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの (第 10 号) 政令で定められている貨物は、次の条約の規定に掲げられているものである (定率令第 25 条の 2)																					

	① WTO の民間航空機貿易に関する協定 ② 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定 ③ 民生用国際宇宙基地のための協力に関する多国間協定 ④ 核融合エネルギーの研究活動に関する欧州原子力共同体との協定 ⑤ 日米宇宙協力に関する枠組協定 ⑥ 日・豪部隊間協力円滑化協定 <u>⑦ グローバル戦闘航空機プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約</u> <u>（注）⑦は、2024 年 6 月 5 日に国会の承認を得ているが、2024 年 7 月 1 日現在未発効</u>	① WTO の民間航空機貿易に関する協定 ② 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定 ③ 民生用国際宇宙基地のための協力に関する多国間協定 ④ 核融合エネルギーの研究活動に関する欧州原子力共同体との協定 ⑤ 日米宇宙協力に関する枠組協定 ⑥ 日・豪部隊間協力円滑化協定 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
627	〔2〕 輸出の承認 1.輸出の承認を要する場合 （3）ロシア、ベラルーシ等を仕向地として輸出する場合 ①～⑤ （省略） ⑥ <u>輸出令別表第 2 の 4 に掲げる地域（アラブ首長国連邦、アルメニア、中華人民共和国、インド、カザフスタン、シリア、ウズベキスタン）を仕向地とする…（中略）…との取引によるもの《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 8》</u> <u>（注）中華人民共和国、インド、カザフスタンの追記は 2024 年 7 月 3 日施行で、7 月 1 日現在では未施行。</u>	1.輸出の承認を要する場合 （3）ロシア、ベラルーシ等を仕向地として輸出する場合 ①～⑤ （省略） ⑥ <u>輸出令別表第 2 の 4 に掲げる地域（アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン）を仕向地とする…（中略）…との取引によるもの《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 8》</u> <u>（新設）</u>
627	〔2〕 輸出の承認 — [輸出令別表第 2 の 3 の概要] — 二の二 二の二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げるものを<u>を</u>除く。） （1）土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの （i）～（xii）省略 （2）<u>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの</u> <u>（i）～（vi）省略</u> （3）～（47）省略 （48）<u>雑品及びその部分品のうち、次に掲げるもの</u> （i）～（iii）省略	二の二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げるものを除く。） （1）土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの （i）～（xii）省略 （2）<u>塩素酸ナトリウム及び過酸化水素</u> （3）～（46）省略 （47）<u>雑品及びその部分品のうち、次に掲げるもの</u> （i）～（iii）省略

628	[2] 輸出の承認 — [輸出令別表第2の3の概要] — 三	
	三 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。） イ アルコール飲料 <u>及びエチルアルコール</u> ロ～ヲ 省略	三 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。） イ アルコール飲料 ロ～ヲ 省略
640	[3] 2号承認品目及び2の2号承認品目	
	1. 2号承認品目 輸入公表二において…（省略） （1）～（10） （省略） （11）ロシアを…（中略）…並びにロシアを船積地域 <u>又は原産地</u> とする非工業用ダイヤモンド（後記〔4〕の <u>1の（12）に掲げるものを除く。</u> ）	1. 2号承認品目 輸入公表二において…（省略） （1）～（10） （省略） （11）ロシアを…（中略）…並びにロシアを船積地域 <u>又は原産地</u> とする非工業用ダイヤモンド（後記〔4〕の <u>2の（8）の適用はない。</u> ）
642	[4] その他公表品目	
	1. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度） （1）～（10） （省略） （11）ロシアを原産地とする原油…（中略）…（三—7（9）） <u>（12）ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドで、1個あたりの重量が1カラット未満のもの（三—7（10））</u>	1. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度） （1）～（10） （省略） （11）ロシアを原産地とする原油…（中略）…（三—7（9）） <u>（新設）</u>